

# ソフトウェア管理基準

## (目的)

第1条 本基準は、情報システム管理規程に基づき購入・使用するソフトウェアの使用目的を的確に管理し、当社内においてソフトウェアの違法複製・不正利用等が行われないように効果的に防止することを目的として定めたものである。

## (適用対象)

第2条 本基準において、ソフトウェアとはパーソナルコンピュータで稼動するパッケージソフト（市販・流通しているシステムプログラム、アプリケーションプログラム、ユーティリティプログラム等）及びソフトウェア使用許諾契約書（約款）に基づくライセンスされたプログラム（パッケージソフトに同じ）をいう。フリーソフトウェア（無償のソフトウェア等）オープンソースプログラム（ソースコードを公開し、自由に利用が可能なプログラム）については、本基準においてはソフトウェアに含むものとする。

## (ソフトウェア管理責任者)

第3条 本規程の主管部門は情報システム部とする。ソフトウェア管理責任者は、原則として情報システム部シニアマネージャーがその任に当たるものとする。

## (ソフトウェア管理担当者)

第4条 ソフトウェア管理担当者は、ソフトウェア管理責任者が指名した者とする。管理担当者は利用ツール別に複数指名してよいとし、業務上やむを得ない場合、情報システム部外でも指名できるものとする。

## (教育・啓蒙)

第5条 ソフトウェア管理担当者は、従業員に対してソフトウェアの適正な使用等に関する関係法令や使用許諾契約等について、従業員の教育・啓蒙を行わなければならない。

## (購入)

第6条 当社が購入するソフトウェアについては、すべてソフトウェア管理責任者に届け出るものとし、その承認なくして購入してはならない。

## (個人保有ソフトウェアの使用)

第7条 個人が保有するソフトウェアを業務に使用することは原則禁止とする。やむを得ずに必要とする場合は所属上長の承認後、ソフトウェア管理責任者に申請し、その承認を得るものとする。

## (届出・承認)

第8条 当社にて業務に利用するソフトウェアについては、すべてソフトウェア管理責任者に届け出るものとし、その承認なくして利用してはならない。

(保有ライセンスの管理)

第9条 ソフトウェア管理担当者は、ソフトウェア管理台帳を作成し、保有ライセンスの把握を行わなければならない。ソフトウェア管理担当者は、ソフトウェア購入後、必要部署に手渡す前にソフトウェア管理台帳に確実に記入しなければならない。

(調査)

第10条 ソフトウェア管理責任者は、一年に一度、ソフトウェアの使用状況についての調査を実施しなければならない。

(違法複製・不正利用等)

第11条 調査の結果、違法複製・不正利用等の不都合を発見した場合は、ソフトウェア管理責任者は事情を確認の上、違法複製・不正利用されたソフトウェアを消去する等、適切な処置をソフトウェア管理担当者に指示する。

(使用条件・指示の遵守)

第12条 ソフトウェアユーザーである従業員は、関係法令、ソフトウェア管理基準、及び使用許諾契約に規定された使用条件並びにソフトウェア管理責任者の指示を遵守しなければならない。

(附則)

1. 本基準の改廃は、情報システム部シニアマネージャーの決裁による。
2. 本基準は、平成 28 年 6 月 29 日より施行する。  
平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施  
平成 30 年 9 月 1 日 改定・実施